

令和8年度 建設工事発注機関等 労働災害防止連絡協議会

苫小牧労働基準監督署

次 第

- 1 挨拶
- 2 労働災害発生状況及び改正法令等について
- 3 労働災害防止対策及び労働衛生対策について
- 4 発注機関等に関する意見要望について
- 5 協議事項等
- 6 閉会

1

挨拶

ひと、くらし、みらいのために

労働災害発生状況及び 改正法令等について

令和7年 災害発生状況（苫小牧労働基準監督署管内）

令和7年 業種別労働災害発生状況

(確定版) 苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計	(1) 5	(26) 626	(27) 631	(1) 1	(32) 639	(33) 640	-9	-1.4	100.0
製造業	1	(1) 119	(1) 120		(3) 99	(3) 99	21	21.2	19.0
食料品		39	39		(1) 37	(1) 37	2	5.4	6.2
木材木製品		8	8		9	9	-1	-11.1	1.3
紙・パルプ		5	5		(1) 4	(1) 4	1	25.0	0.8
窯業・土石	1	14	15		7	7	8	114.3	2.4
金属・機械		14	14		15	15	-1	-6.7	2.2
輸送用機械		(1) 12	(1) 12		8	8	4	50.0	1.9
その他		27	27		(1) 19	(1) 19	8	42.1	4.3
鉱業									
土石採取業	1	1	2		3	3	-1	-33.3	0.3
建設業		(2) 50	(2) 50		65	65	-15	-23.1	7.9
土木工事業		11	11		12	12	-1	-8.3	1.7
建築工事業		(1) 22	(1) 22		38	38	-16	-42.1	3.5
木造建築業		4	4		8	8	-4	-50.0	0.6
その他の工事業		(1) 13	(1) 13		7	7	6	85.7	2.1
道路貨物運送業	(1) 1	(10) 97	(11) 98	(1) 1	(8) 69	(9) 70	28	40.0	15.5
その他の運輸業		(1) 34	(1) 34		(3) 28	(3) 28	6	21.4	5.4
陸上貨物取扱業	1	4	5		10	10	-5	-50.0	0.8
港湾荷役業	1	7	8		9	9	-1	-11.1	1.3
林業		4	4		3	3	1	33.3	0.6
漁業									
卸売・小売業		(2) 65	(2) 65		(4) 69	(4) 69	-4	-5.8	10.3
清掃業		(1) 30	(1) 30		(3) 33	(3) 33	-3	-9.1	4.8
ゴルフ場		10	10		12	12	-2	-16.7	1.6
その他の事業		(9) 205	(9) 205		(11) 239	(11) 239	-34	-14.2	32.5



区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計	(1) 5	(26) 626	(27) 631	(1) 1	(32) 639	(33) 640	-9	-1.4	100.0
製造業	1	(1) 119	(1) 120		(3) 99	(3) 99	21	21.2	19.0
食料品		39	39		(1) 37	(1) 37	2	5.4	6.2
木材木製品		8	8		9	9	-1	-11.1	1.3
紙・パルプ		5	5		(1) 4	(1) 4	1	25.0	0.8
窯業・土石	1	14	15		7	7	8	114.3	2.4
金属・機械		14	14		15	15	-1	-6.7	2.2
輸送用機械		(1) 12	(1) 12		8	8	4	50.0	1.9
その他		27	27		(1) 19	(1) 19	8	42.1	4.3
鉱業									
土石採取業	1	1	2		3	3	-1	-33.3	0.3
建設業		(2) 50	(2) 50		65	65	-15	-23.1	7.9
土木工事業		11	11		12	12	-1	-8.3	1.7
建築工事業		(1) 22	(1) 22		38	38	-16	-42.1	3.5
木造建築業		4	4		8	8	-4	-50.0	0.6
その他の工事業		(1) 13	(1) 13		7	7	6	85.7	2.1

※ 本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものと、
（ ）内は交通事故で内数です。

令和8年4月末現在 災害発生状況（苫小牧労働基準監督署管内）

令和8年 業種別労働災害発生状況

（令和8年4月末現在）

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和8年			令和7年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計	1	(7) 191	(7) 192		(8) 173	(8) 173	19	11.0	100.0
製造業	1	32	33		33	33			17.2
食料品		6	6		8	8	-2	-25.0	3.1
木材木製品		2	2		4	4	-2	-50.0	1.0
紙・パルプ		2	2		3	3	-1	-33.3	1.0
窯業・土石	1	3	4		6	6	-2	-33.3	2.1
金属・機械		5	5		3	3	2	66.7	2.6
輸送用機械		3	3		4	4	-1	-25.0	1.6
その他		11	11		5	5	6	120.0	5.7
鉱業									
土石採取業									
建設業		10	10		10	10			5.2
土木工事業		2	2		1	1	1	100.0	1.0
建築工事業		4	4		6	6	-2	-33.3	2.1
木造建築業		1	1		1	1			0.5
その他の工事業		3	3		2	2	1	50.0	1.6

令和8年 死亡労働災害事例（苫小牧労働基準監督署管内）

（令和8年4月末現在）

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	16時台	製造業	～5人	巻き込まれ	フォークリフト	コンクリートを製造する工場の中央通路において、同工場内に入場していた他の作業員が運転するフォークリフトが前進で走行していたところ、当該フォークリフトが被災者に接触し、前輪に身体が巻き込まれたもの。

令和7年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況（建設業）

苫小牧労働基準監督署

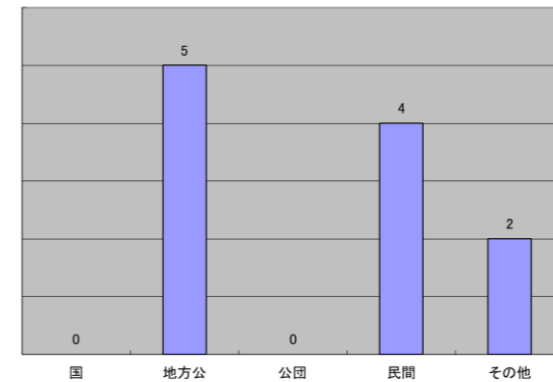
起 因 物 事故の型	原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 等 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	農 業 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能	合 計		
墜落・転落				1							1								9	4			1							16		
2m以上から																			2	2										4		
2m未満から				1							1								7	2			1							12		
転倒																			1	1	5									7		
滑り																				1	1	5								6		
つまづき																			1											1		
踏み外し																																
もつれ等																																
その他																																
激突																					1										1	
飛来・落下			1			1															2			1	1						6	
崩壊・倒壊																								1		1					2	
激突され				1						1									1						1						4	
はさまれ・巻き込まれ				1		1				1																2					5	
切れ・こすれ																								1							1	
踏み抜き																								1							1	
おぼれ																																
高温低温の物との接触																							1								1	
有害物等との接触																							1								1	
感電																																
爆発																																
破裂																																
火災																																
交通事故（道路）											1	1																			2	
交通事故（その他）																																
動作の反動無理な動作															1							1			1			1			4	
腰痛																												1			1	
転倒もどき																						1			1						2	
その他															1																1	
その他																																
分類不能																																
合 計			1	3		2				2	2	1			1				11	8	6	2	4	5	1		1			50		

令和7年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況（土木工事業）

苫小牧労働基準監督署

起 因 物 事 故 の 型	原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 等 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	農 業 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能	合 計
墜 落 ・ 転 落				1							1																			2
2 m以上から																														
2 m未満から				1							1																			2
転 倒																							2							2
滑り																							2							2
つまづき																														
踏み外し																														
もつれ等																														
その他																														
激 突																														
飛 来 ・ 落 下																								1						1
崩 壊 ・ 倒 壊																								1		1				2
激 突 さ れ				1																					1					2
はさまれ・巻き込まれ							1																							1
切 れ ・ こ す れ																														
踏 み 抜 き																														
お ぼ れ																														
高 温 低 温 の 物 と の 接 触																														
有 害 物 等 と の 接 触																														
感 電																														
爆 発																														
破 裂																														
火 災																														
交 通 事 故 (道 路)																														
交 通 事 故 (そ の 他)																														
動 作 の 反 動 無 理 な 動 作																							1							1
腰 痛																														
転 倒 も ど き																							1							1
そ の 他																														
そ の 他																														
分 類 不 能																														
合 計				2		1					1											3		1	2	1				11

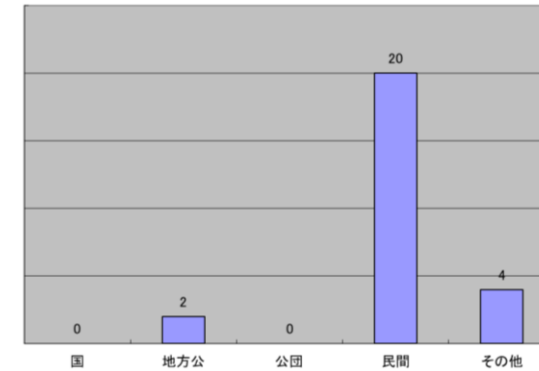
発注者別



令和7年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況（建築工事業）

苫小牧労働基準監督署

発注者別



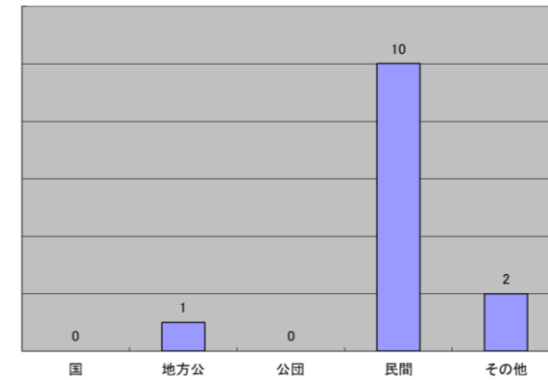
起 因 物 事 故 の 型	原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 等 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	農 業 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能	合 計
墜 落 ・ 転 落																		7		3			1						11	
2 m 以上 から																		1		2									3	
2 m 未 満 から																		6		1			1						8	
転 倒																				1	1								2	
滑 り																					1	1							2	
つまづき																														
踏 み 外 し																														
も つ れ 等																														
そ の 他																														
激 突																					1									1
飛 来 ・ 落 下			1																		1			1						3
崩 壊 ・ 倒 壊																														
激 突 さ れ									1									1											2	
は さ ま れ ・ 巻 き 込 ま れ				1						1																				2
切 れ ・ こ す れ																														
踏 み 抜 き																								1						1
お ぼ れ																														
高 温 低 温 の 物 と の 接 触																							1							1
有 害 物 等 と の 接 触																														
感 電																														
爆 発																														
破 裂																														
火 災																														
交 通 事 故 (道 路)											1																			1
交 通 事 故 (そ の 他)																														
動 作 の 反 動 無 理 な 動 作															1									1						2
腰 痛																														
転 倒 も ど き																									1					1
そ の 他															1															1
そ の 他																														
分 類 不 能																														
合 計			1	1						2	1				1			8		6	1	1	3	1					26	

令和7年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況（その他工事業）

苫小牧労働基準監督署

起 因 物 事 故 の 型	原 動 機	動 力 伝 導 機	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 等 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	農 業 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 重	環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能	合 計
墜 落 ・ 転 落																		2		1									3	
2 m以上から																		1											1	
2 m未満から																		1		1									2	
転 倒																		1				2							3	
滑り																						2							2	
つまづき																														
踏み外し																		1											1	
もつれ等																														
その他																														
激 突																														
飛 来 ・ 落 下						1															1									2
崩 壊 ・ 倒 壊																														
激 突 さ れ																														
は さま れ ・ 巻 き 込 ま れ																								2						2
切 れ ・ こ す れ																														
踏 み 抜 き																														
お ぼ れ																														
高 温 低 温 の 物 と の 接 触																														
有 害 物 等 と の 接 触																							1							1
感 電																														
爆 発																														
破 裂																														
火 災																														
交 通 事 故 (道 路)												1																		1
交 通 事 故 (そ の 他)																														
動 作 の 反 動 無 理 な 動 作																											1			1
腰 痛																											1			1
転 倒 も ど き																														
そ の 他																														
そ の 他																														
分 類 不 能																														
合 計						1						1						3		2	2	1		2			1		13	

発注者別



安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

1 作業を請け負わせる一人親方等の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- ① 局所排気装置等の設備の稼働
- ② 作業方法の周知
- ③ 保護具使用の周知

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる**労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員等、契約関係は問わない）**に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- ① 保護具使用の周知
- ② 立入禁止、喫煙・飲食禁止
- ③ 事故等が発生した際の退避
- ④ 有害性等の掲示

施行日：令和5年4月1日

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

施行日：令和7年4月1日

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

1 注文者等の配慮

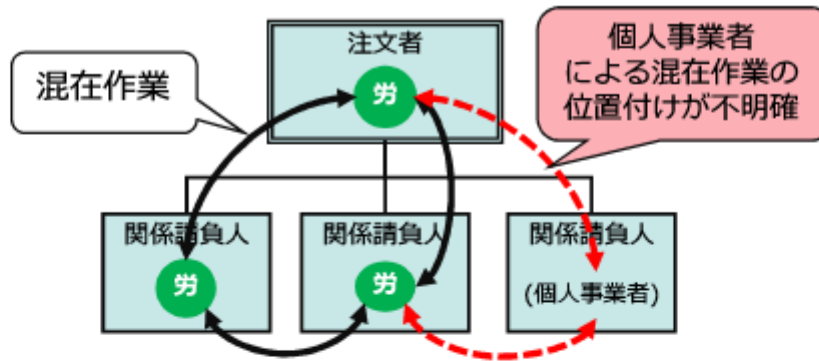
労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、**建設工事以外の注文者にも**広く適用されることが明確化されました。

施行日：令和7年5月14日

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

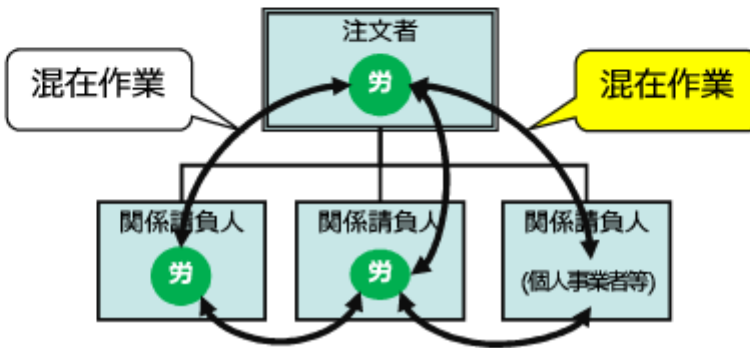
2 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



特定元方事業者の
統括管理の対象の範囲が、
個人事業者等を含む作業
従事者に拡大された。

施行日：令和8年4月1日

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

3 個人事業者等の業務上災害報告制度の創設

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上¹の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
 - ※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生²の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
 - ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

施行日：令和9年1月1日

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1抜粋

報告義務(罰則なし)



被災程度	考え方	個人事業者等(被災者)	特定注文者	災害発生場所管理事業者	
休業4日以上の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		労働基準監督署
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

安全衛生法令改正について(法令改正の主な内容)

4 高齢者の労働災害防止対策の推進

従来：「エイジフレンドリーガイドライン」(R2年公表)

高年齢労働者の労働災害を防止するため、事業者と労働者に求められる取組を示したものの。



現在：「エイジフレンドリー指針」

改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項の規定に基づき、高年齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めたものの。

取り組んでいただく目的、取り組んでいただきたい事項が大きく変わるわけではありませんが、事業者が高齢者対策により積極的に取り組めるよう配慮願います。

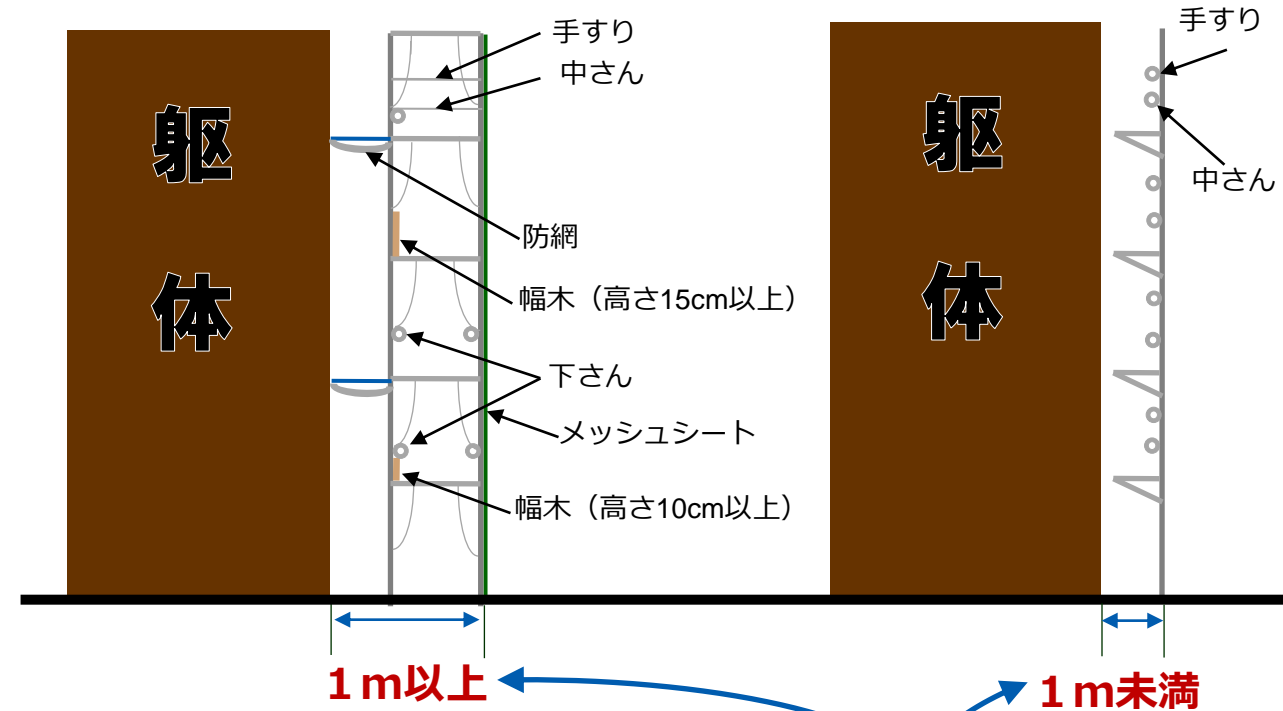
施行日：令和8年4月1日

改正労働安全衛生規則について

3 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するために十分な幅がある場所（建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1 m以上の場所）**においては、**本足場の使用を義務付けるもの。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により**本足場を使用することが困難なときは、この限りではない**こととするもの。



建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離

施行日：令和6年4月1日

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- 1** 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2** テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3** 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

- 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大
- 運転位置から離れる場合の措置が一部改正

施行日：令和5年10月1日

- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化

施行日：令和6年2月1日

3

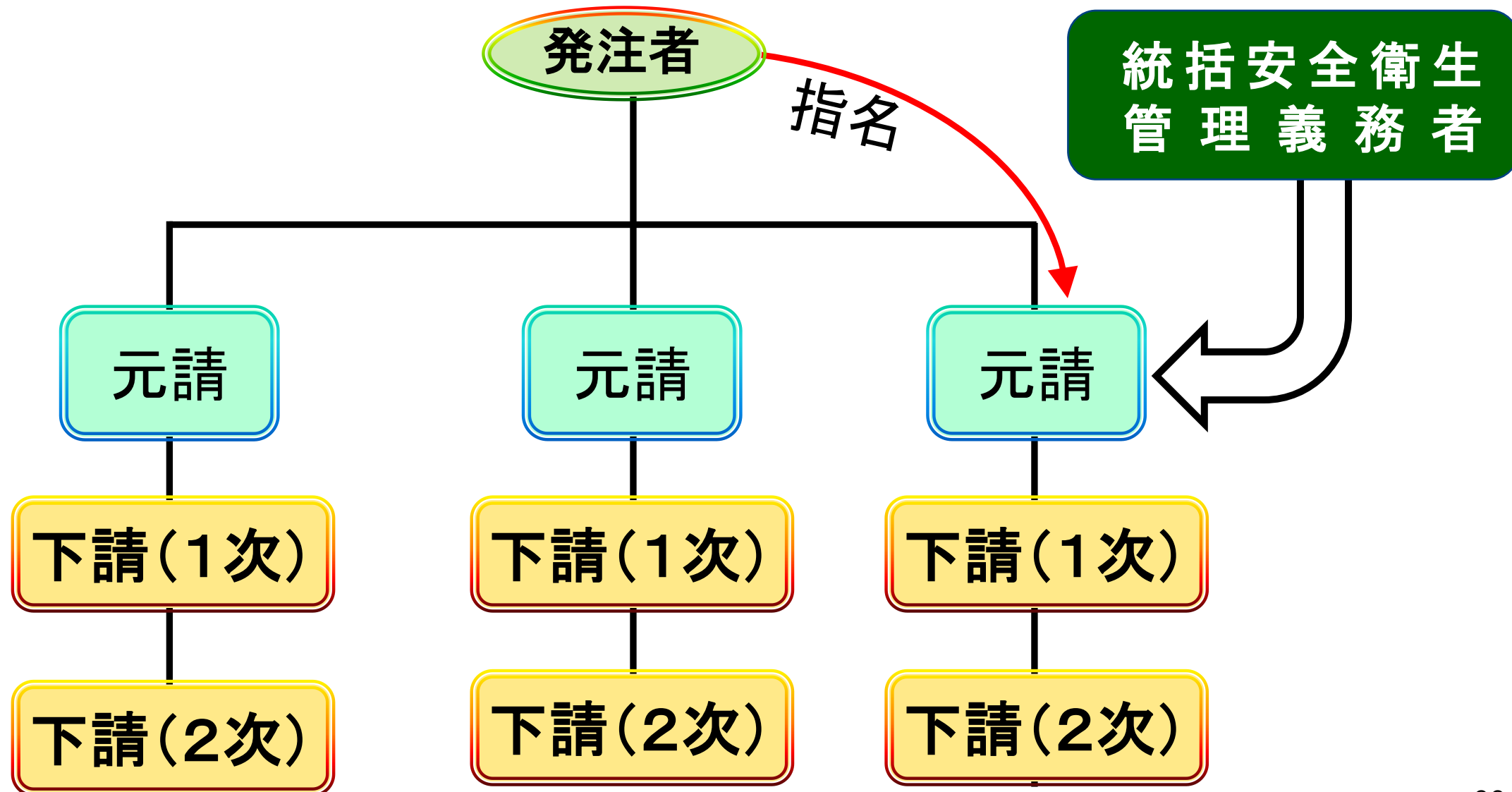
労働災害防止対策 及び労働衛生対策 について

建設業における発注者の安全衛生管理実施事項

発
注
者

1. 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等
2. 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算
3. 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示
4. 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導
5. 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項
 - ①個別工事間の連絡及び調整
 - ②工事全体の災害防止協議会の設置
6. 入札参加者指名時における安全成績の優秀な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

分割発注により混在作業が発生する場合



移動式クレーンの転倒防止等

移動式クレーンの転倒は、「結果として過荷重になった」ことが原因の大半です。

○過負荷の制限・傾斜角の制限

○作業半径の適正な選定

○安全装置等の有効保持



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

車両系建設機械の安全対策について

1 作業計画

車両系建設機械を用いて作業を行うときは、**あらかじめ**、作業場所の広さ、地形及び地質の状態に考慮して、使用する車両系建設機械の種類及び能力、運行経路及び作業方法等を定めて下さい。

なお、作業計画の内容は、**作業の開始前**に関係労働者に周知・徹底して下さい。

2 接触防止対策

危険範囲（建設機械の旋回範囲及び移動範囲）に、労働者を立ち入らせないこと。ただし、作業の性質上、労働者を立ち入らせる場合、誘導者を配置して下さい。

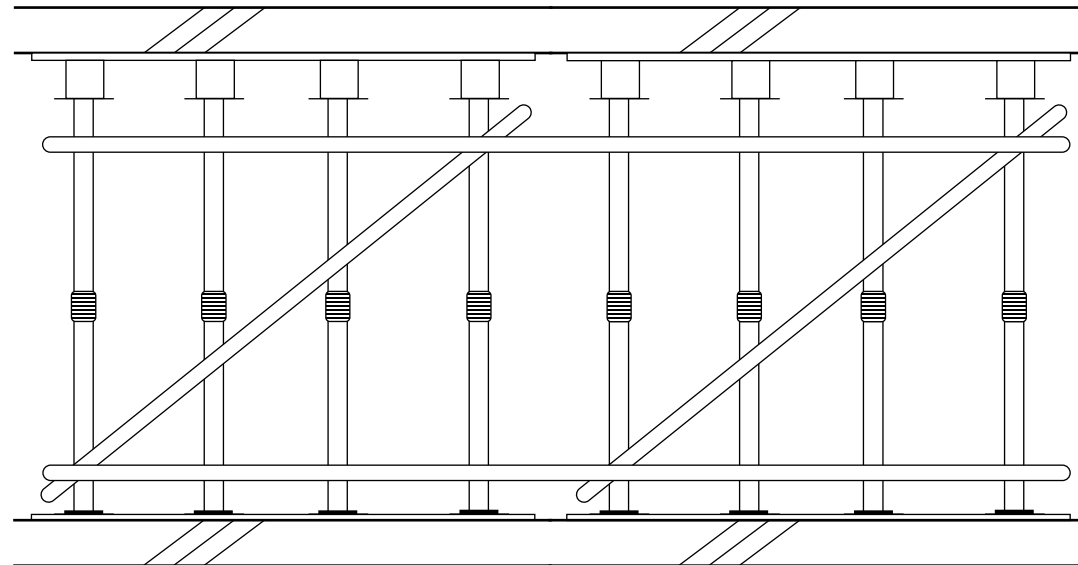
また、運転手等の関係労働者は、当該誘導者が行う誘導に従いましょう。



型枠支保工の組立図の作成

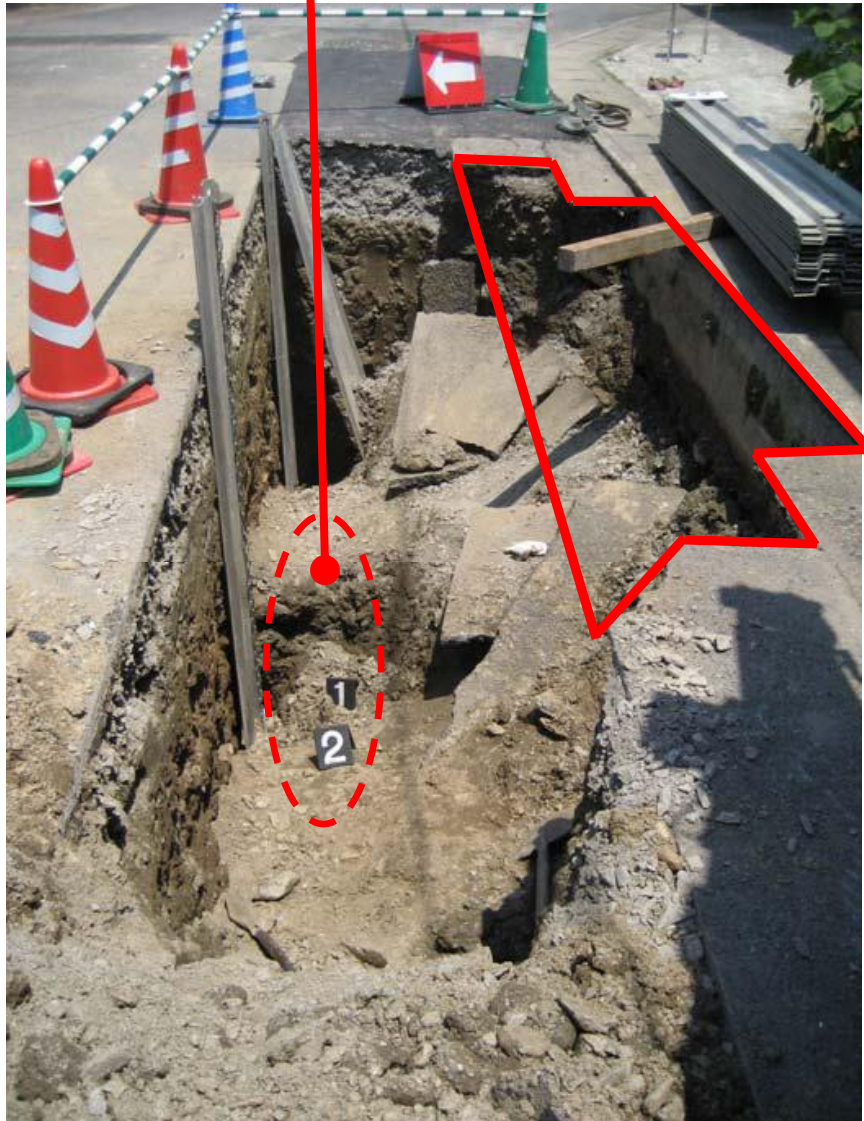
型枠支保工の高さに関係なく組立図を作成して、組立図により組み立てましょう。

(労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第240条)



土砂崩壊災害防止対策

被災者位置



土砂崩壊による災害事例

【災害発生状況】

被災者が下水道管敷設のための深さ約2mの溝に入り、鉄板を溝の側面に立掛けていた時に土砂が崩壊し、鉄板に挟まれ負傷した。

【労働災害防止対策】

本件災害は、災害発生前日まで大雨により土砂崩壊の恐れがあったにもかかわらず、**土止め支保工を設けず**に作業を行わせたことが主な原因です。

上下水道工事等では、**土止め先行工法**（溝内に作業員が立ち入らずとも先行し土止め支保工を設ける工法）を採用する。



土止め計画のポイント

土止め計画を定める際には、次に留意して作成しましょう。

- 👉 事前調査の実施（地質、地下水及び地下埋設物等を確認）
- 👉 下記の目安を参考にして、事前調査結果に基づき土止め先行工法を選定
- 👉 選定した工法に適応した溝掘削の作業方法を決定し、次の

事項を明らかにした作業計画を作成

- ① 使用する機械の種類、能力及び必要台数
- ② ①の機械の搬入経路、設置場所及び運行経路
- ③ 機械掘削と同時に手掘りを行う際は、それぞれの作業範囲と作業方法
- ④ ①の機械運転中の立入禁止措置等を行う場合の方法
- ⑤ 溝掘削作業と土止め支保工等の組立て又は解体の作業及び溝内作業関連

仮設備計画

安全に行うために必要な昇降設備、墜落防止設備等の仮設備に関する計画を作成してください。

土止め先行工法に関するガイドライン



👉 小規模な溝掘削作業

掘削深さが概ね1.5m以上4m以下で、掘削幅が概ね3m以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業をいい、掘削方法は機械掘削又は手掘りのいずれも含む。

👉 土止め先行工法に係る施工計画の策定

小規模な溝掘削作業を行う上下水道等工事を行う場合は、作業箇所等に係る事前調査、土止め計画、作業計画等を作成することにより、土止め先行工法に係る施工計画を策定し、関係労働者に周知しましょう。

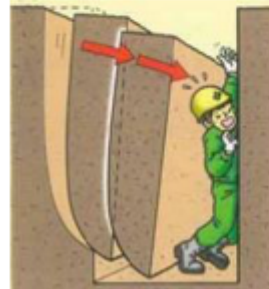
👉 溝崩壊のパターン



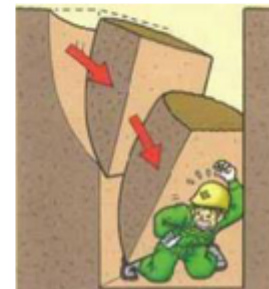
表層すべり



滑動又は円弧すべり



はくり倒壊



落下

小規模な溝掘削作業における土止め支保工等の一般的な選定の目安

比較項目 土止め工法の種類	地盤の状態				地下水位		施工の条件			掘削の規模			土止め 先行工 法の 適否
	軟弱	砂質土	粘性土	砂礫土	高い	低い	騒音 振動 (* ¹)	周辺 地盤 の沈下	壁の曲 り剛性	浅い	深い	広い	
軽量鋼矢板工法 (水圧ジャッキ使用)													
(建込み方式)	×	△	◎	×	×	◎	◎	×	○	◎	×	○	適
(打込み方式)	○	○	◎	×	○	◎	×	△	○	◎	○	○	適
建込み簡易土止め工法													
(スライドレール方式)	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	△	○	◎	◎	○	適
(縦ばりプレート方式)	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	△	○	◎	△	○	適
木矢板工法	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	×	○	×	×	否
鋼矢板工法	◎	◎	◎	△	◎	◎	×	○	○	○	◎	○	適
親杭横矢板工法	×	◎	◎	◎	×	◎	×	×	○	○	○	○	否

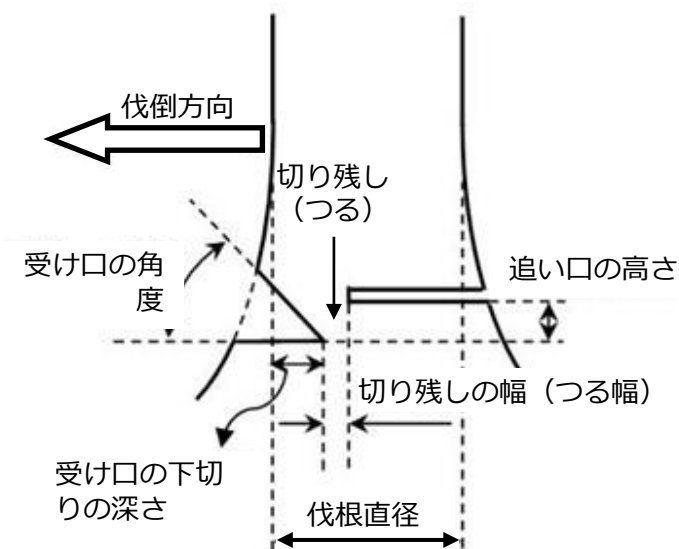
注：◎＝最良、○＝良、△＝可能、×＝不適

*1：この項目の判定は、採用する工法によって異なる。

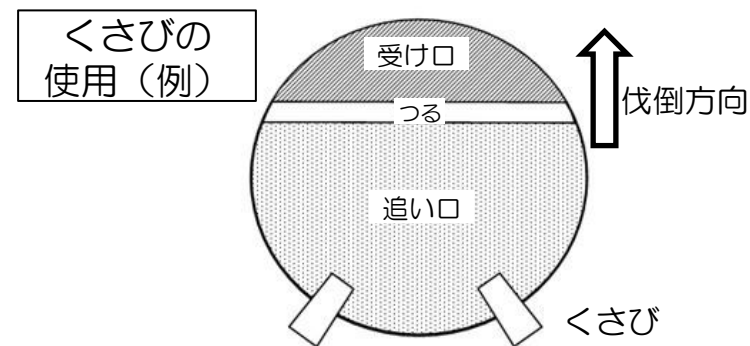
伐木作業の安全対策

- 安全な伐倒方向を確認する。
- 退避場所を確保する。
- 立木の高さの2倍に相当する距離を立入禁止とする。
- 伐木前に合図を送る。
- 正しい追い口切り、受け口切りを行う。
- 受け口と追い口の間につるを正しく残す。
- 同一形状のくさびを2個以上使用する。
- 追い口が浮き始めたら、ただちに退避する。

安全な伐倒方向



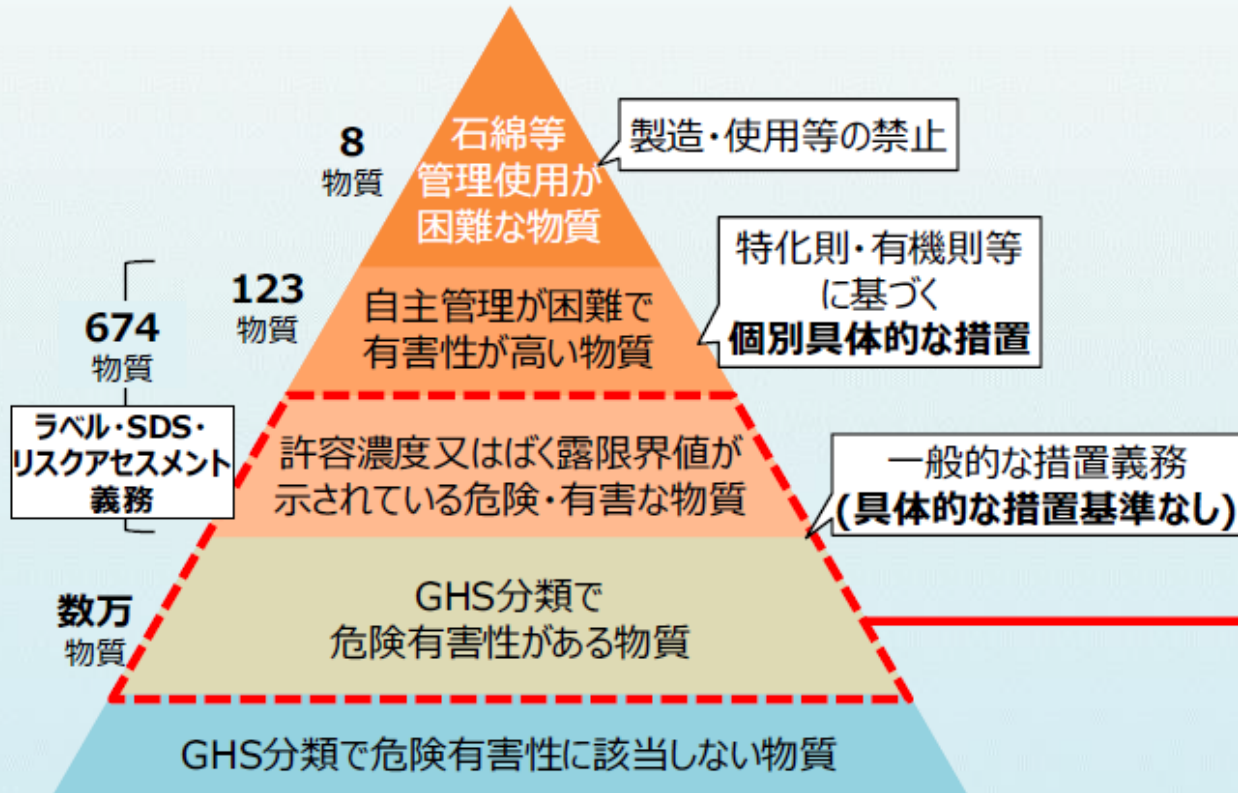
受け口、追い口及び切り残し (つる) の関係



化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量

約2,900物質
(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)
国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

数万物質

国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務

ラベル・SDSによる伝達努力義務

リスクアセスメント実施義務

リスクアセスメント実施努力義務

ばく露を基準以下とする義務

ばく露を最小限度にする義務

ばく露を最小限度にする努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（厚生労働省HP）



化学物質の法令改正(抜粋1)

1 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

健康障害を起こすおそれのあることが明らかかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に対して、その物質の有害性に応じて、適切な保護具を使用させなければならない。

※ 適切な保護具⇒保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物など

2 化学物質管理者の選任の義務化

【選任が必要な事業場】

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに選任します。
- 一般消費者の生活用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

3 保護具着用管理責任者の選任の義務化

【選任が必要な事業場】

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

【選任要件】

- 保護具着用管理責任者選任時研修の修了者
- 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- 第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- 特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤の作業主任者技能講習修了者
- 安全衛生推進者選任時講習の修了者及び安全衛生推進者の選任に関する要件に該当する者

※ **化学物質管理者**及び**保護具着用管理責任者**は事業場単位で選任する必要があり、関係請負人については、一般に出張先での作業に位置付けられ、この場合、当該建設現場に**化学物質管理者**及び**保護具着用管理責任者**の選任を行う必要はありません。

化学物質のリスクアセスメント

取り扱う化学物質の**安全データシート(SDS)**を取り寄せて、危険性及び有害性を把握して、リスクアセスメントを確実に実施しましょう。

また、**安全データシート(SDS)**は、作業場の見やすい箇所に掲示又は備え付けて関係作業員に対して周知しましょう。

なお、**有機溶剤等や特定化学物質でなくとも、取り扱う化学物質のリスクアセスメントの結果に応じて適切な保護具を有効使用しましょう。**



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)
オゾン層への有害性



金属腐食性物質
皮膚腐食性
目に対する重篤な損傷



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(区分1、区分2)
吸引性呼吸器有害性

危険性有害性区分の表示(例)

呼吸用保護具の着用について



※ 呼吸用保護具を着用してから保護帽を着用すること。

金属アーク溶接等業に係る作業主任者の選任

金属アーク溶接等作業に係る作業主任者



特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者、又は、金属アーク溶接等限定技能講習（特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習）を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任

石綿の有無の事前調査結果の報告は施工業者の義務です！

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

) 材料費も含めた
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります！

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です！

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

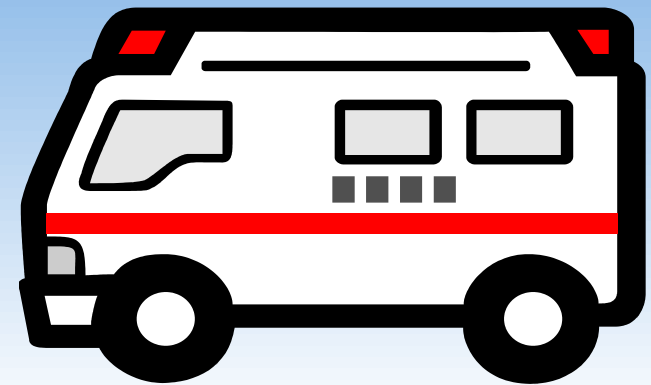
STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組



(実施要綱等をダウンロードできます。)

職場において例年、熱中症が多数発生しており、
ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30
人程度発生する状態が続いております。

職場における熱中症対策の強化

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

事業者には義務付け

「体制整備」 「手順作成」 「関係者への周知」

※ 次のURL、QRコード(厚生労働省ホームページ内にリンク)からリーフレット等をダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html



職場における熱中症対策の強化

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が

事業者には義務付けられます。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

※ これはあくまでも参考例です。

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている など、

普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

職場における熱中症対策の強化

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には十分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

ファン付きベスト等の注意点



熱中症対策として現場で使用されるようになってきたファン付きベスト等は、溶接・鋳造現場などの火花が飛ぶような場所での使用は、服への着火や火傷の原因となるため、使用できない製品があります。

令和8年度全国安全週間

スローガン

「多様な人材 全員参加

みんなで育てる安全職場」

期間：7月1日から7月7日

(準備期間：6月1日から6月30日)